

プロポーザル説明書（案）

1 業務の概要

(1) 業務名

東広島市地域包括支援センター新システム構築業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

東広島市役所及び各地域包括支援センター

(5) 提案上限額

38,885,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限額に、導入後の保守費用及び利用料は含まない（導入後の保守等に関する契約は別に行う）。

(6) 全体スケジュール

公示日	令和8年7月13日（月）
参加表明書提出期限	令和8年7月24日（金）
質問書提出期限	令和8年8月12日（水）
企画提案書提出期限	令和8年8月26日（水）
プレゼンテーション、ヒアリング、提案審査	令和8年9月上～中旬（予定）
審査結果通知	令和8年9月上～中旬（予定）

2 注意事項

(1) プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）

ア プロポーザル参加希望者は、公示で定めるプロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を添付しなければならない。

(ア) 東広島市の納税証明書（滞納のない証明書）（発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。）東広島市に納税義務を有する者のみ提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書であって、発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。）

(2) 企画提案書

企画提案書は、1者につき1提案とし、正本1部、副本6部を提出すること。正本の表紙以外には、企業名、代表者等の提出者が類推できる記載はしないこと。企画提案書の作成方法の詳細は、別紙「東広島市地域包括支援センター新システム構築業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

(3) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 参加者の負担

参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) その他

- ア 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- イ 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員等に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- ウ 提出された参加表明書及び企画提案書等は、返却しない。
- エ 参加表明書及び企画提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
 - (ア) 東広島市情報公開条例に基づき公開する場合
 - (イ) 最優秀提案者の企画提案書を公開する場合

(6) 企画提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング実施場所等

- ア 実施日
令和8年9月上～中旬（予定）（時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する）
- イ 実施場所
別途通知する。
- ウ 時間
1 提案につき原則40分程度（企画提案書説明20分、質疑応答20分）
- エ 出席者
公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
- オ 留意事項
プレゼンテーションに用いるプロジェクター、パソコン及びスクリーンは市で用意するものを使用することができる。

3 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、次の委員による選定委員会において行う。

健康福祉部長

総務部DX推進担当部長

健康福祉部地域包括ケア推進課長

東広島市基幹型地域包括支援センター長

東広島市北部（福富・豊栄・河内）地域包括支援センター長

(2) 評価基準

別紙「プロポーザル評価基準」のとおり。

(3) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに参加者数、最高得点者の商号又は名称、評価値等について、本市ホームページにおいて公表する。

4 契約事項

(1) 契約事項に関する規則

本業務の履行に当たっては、関係法令、東広島市契約規則等の諸規程、東広島市業務委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 契約保証金

公示に定めるとおり。

5 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課（東広島市役所本庁舎2階）

電話（082）420-0984、ファクシミリ（082）426-3117

メールアドレス hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp